

令和 7 年度
堺市スマートハウス化支援事業補助金
申請の手引き

令和 7 年 6 月 作成

■申請書提出先（問い合わせ先）■

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課

TEL : 072-228-7548

FAX : 072-228-7063

受付時間 : 平日 9 : 00~12 : 00、12 : 45~17 : 00

申請にあたって

- 補助金申請を予定している場合は、工事請負業者やハウスメーカー等に本手引きの内容を予めお伝えください。
- P9 に記載のある、「補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し」が申請者と他者との連名の場合、当事者同士で話し合ったうえで、必ず、どなたか1名が申請者となってください。
- 提出された書類は原本を含めて、一切返却しません。個人情報等が記載されている書類は適切に処分します。予めご了承ください。

なお、個人情報保護のため、審査の進捗等に係るお電話でのお問い合わせには対応できません。予めご了承ください。

1. 事業の目的

市内の戸建て住宅、集合住宅、地域会館又は集会所に太陽光発電システムを導入した場合に、要した費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

〔用語の定義〕 P P A 事業

P P A (Power Purchase Agreement) 事業とは、発電事業者が需要家の敷地内に太陽光発電システムを発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電された電気を供給する契約等による事業をいう。

※通常の余剰電力の売電は該当しません。

2. 事業内容

(1) 補助金名

令和7年度 堺市スマートハウス化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）

(2) 事業予算額

2,800万円

（堺市ZEH支援事業補助金及び堺市電気自動車等導入支援事業補助金を含めた事業予算額）

(3) 補助対象機器等

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 補助対象機器に係る領収書等に記載された領収日又は導入された住宅の引渡日が、次の期間内であること。

令和7年2月1日から令和8年1月31日まで

② 補助対象機器は、表 1 のとおりです。

表 1 補助対象機器

補助対象機器	要 件
太陽光発電システム (戸建て住宅の場合は P4 表 3 の組合せに限る。)	次の要件を全て満たすもの 1 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であり、建築物の住居の用に供する部分（集合住宅にあっては共用部分を、地域会館又は集会所にあってはその用に供する部分を含む。以下「住居部分」という。）に電力を供給するために導入されたものであること（可搬式のを除く。）。 2 次に掲げるいずれかの期日が令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの間であること。 (1) 導入に係る支払の領収日 (2) 導入された住宅の引渡日 3 未使用品であること。 4 戸建て住宅への導入にあっては、P4 表 3 に掲げるいずれかの機器等との組合せにより導入されたものであること。ただし、PPA やリース契約（注）、賃貸物件の場合は、当該組合せによらずに導入することができる。 5 戸建て住宅への導入にあっては、堺市 ZEH 支援事業補助金の交付を受けたものでないこと。

（注） P P A 【オンサイト P P Aに限る。】 又はリース契約による導入の場合

- (1) 住宅の所有者に対し、補助金の交付を申請すること及び補助金額相当分が住宅の所有者に還元されることが説明されたものであることが必要です。
- (2) P P A 事業者等が共同申請者となり、共同による交付の申請となります。
- (3) 様式及び必要書類が異なりますので、申請前にお問い合わせください。
- (4) 補助金交付決定及び交付額確定通知書は、共同申請者に通知し、他の申請者には写しを送付するものとします。

◆共同申請が不要の場合もあります◆

P P A による導入の場合のうち、太陽光発電システムの施工時に仮設足場を設置等し、その費用を個人[申請者] が負担（8 万円以上に限る。）し、かつ、P9 の表 5 及び P11 の表 6 中の「電力販売に係る契約書の写し」を提出できる場合は、個人[申請者] のみで補助金申請ができます。

③ 補助対象者は、表 2 のとおりです。

表 2 補助対象者

補助対象事業		要 件
補助対象機器	導入場所 (市内に限る。)	
太陽光発電システム	戸建て住宅 集合住宅 地域会館 集会所	次の要件を全て満たす者 1 太陽光発電システムを導入等した者であること（太陽光発電システムの工事施工事業者及び住宅販売事業者を除く。）。 2 堺市税（個人府民税及び森林環境税を含む）を滞納していないこと。 3 暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと（法人の場合は、同法第 9 条第 21 号口に規定する役員がこれらに該当しないこと。）。

④ 戸建て住宅への導入に係る組合せの対象機器の要件は、表 3 のとおりです。ただし、当該機器等は補助の対象となりません（P P A やリース契約、賃貸物件の場合は、当該組合せによらずに導入することができます。）。

表 3 組合せ対象機器等の要件

組合せに係る機器	要 件
燃料電池システム	次の要件を全て満たすこと。 1 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、L P ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであり、住居部分に電力及び熱を供給するために導入されたものであること。 2 一般社団法人燃料電池普及促進協会により指定機器システムに登録されているものであること。
蓄電システム	次の要件を全て満たすこと。 1 蓄電池及び電力変換装置（パワーコンディショナ等）で構成され、太陽光発電システム等により発電した電力を繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電力を供給するシステムであり、住居部分に電力を供給するために導入されたものであること。 2 システムを構成する蓄電容量が1 kWh以上のものであること。
H E M S	次の要件を全て満たすこと。 1 住居部分の電力使用量等に係る計測・蓄積等をするために導入されたものであること。 2 「ECHONET Lite（エコネットライト）」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。
電気自動車	次の要件を全て満たすこと。 1 原動機付自転車、二輪自動車以外であって、自動車検査証の「燃料の種類」が「電気」又は「ガソリン・電気」であること。 2 自動車検査証の使用者の住所及び使用の本拠の位置が当該戸建て住宅の居住者の住所と同じであること。ただし、社用車等個人以外の使用に係る電気自動車は、組合せの対象とはならない。

（注）太陽光発電システムが戸建て住宅に導入された場合において、表3に掲げるいずれかの機器等が既に導入されているときは、それぞれに定める要件を全て満たす機器等又は同等の性能を有する機器等（電気自動車は要件として定めるとおりとする。）に限り、組合せの対象とすることができる。

(4) 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費は、補助対象機器の 機器本体額＋設置工事費 とします（補助対象事業を実施するために必要な経費であって、補助対象機器の導入に要する費用）。

表 4 補助対象経費及び補助金の額

補助対象機器	補助対象経費	補助金の額	
太陽光発電システム	太陽光発電システムの導入に要する費用（工事費を含む。）	戸建て住宅の場合	一律 4 万円
		戸建て住宅以外の場合	一律 10 万円

備考

- 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。
- 値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とする。
- 同じ導入場所への同じ種類の補助対象機器の導入に係る補助金の申請は、することはできない。
- 発電した電力を集合住宅（賃貸物件を除く。）の専用部分に供給する場合は、補助金の額を一律 4 万円とする。

3. 事業スケジュール

(1) 交付申請受付期間

令和 7 年 6 月 24 日（火）～ 令和 8 年 2 月 13 日（金）必着

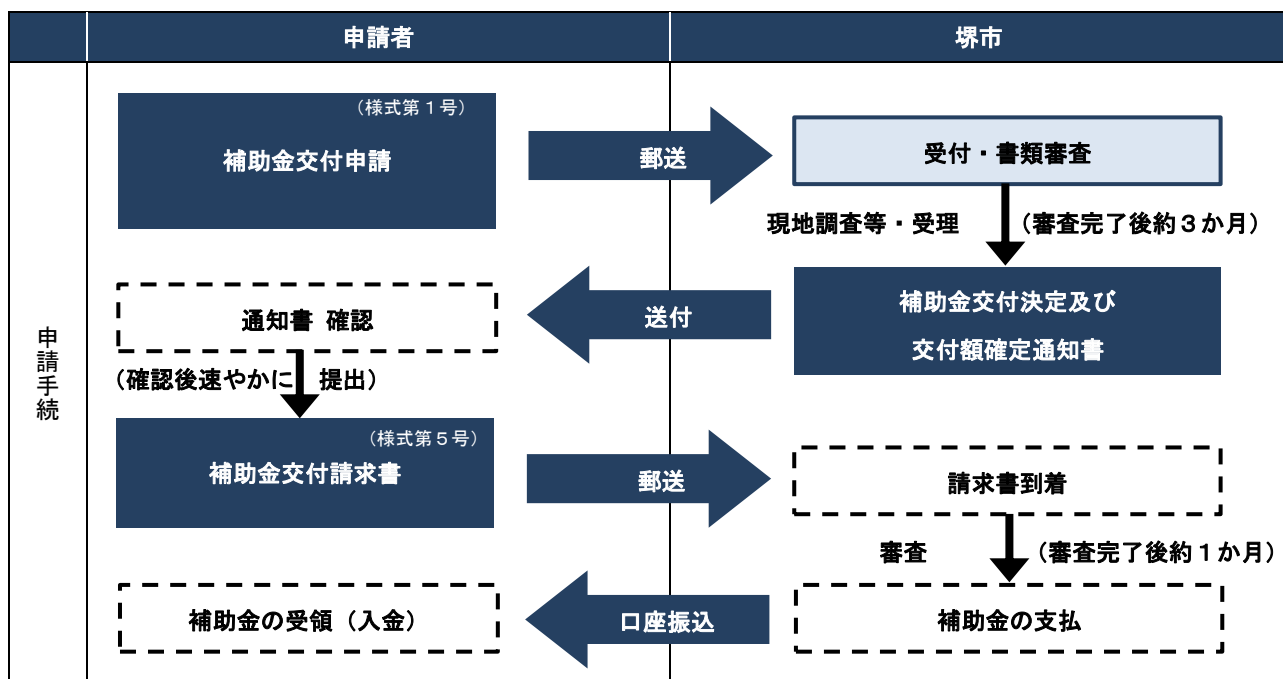
(2) 補助金交付請求書提出期限

令和 8 年 4 月 7 日（火）必着

	令和 7 年												令和 8 年			
	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	
補助対象機器の 領収日等	2/1		対	象	期	間						1/31				
交付申請受付期間																
請求書提出期限																

（注） 申請は先着順で受付し、堺市スマートハウス化支援事業補助金、堺市電気自動車等導入支援事業補助金、堺市 Z E H 支援事業補助金と合わせて、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

4. 申請手続き等の流れ



※個人情報保護のため、審査の進捗等に係るお問い合わせには対応できません。

5. その他

- (1) 本補助金の交付を受けた方及び使用者は、補助対象機器を6年の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- (2) 補助対象機器を導入する前に要件の適合の可否等について、不明な点があれば事前に環境エネルギー課までお問い合わせください。なお、お問い合わせの際は、次の時間はご遠慮ください。

正午から12時45分まで（昼休憩時間のため）、17時以降

- (3) 申請書類を受付後、必要に応じて現場確認を行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- (4) 発電設備等が、低周波を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、販売業者や施工業者等とよく相談の上、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。
- (5) 執拗に勧誘し、強引・急な契約を迫って、高額な工事代金を請求する悪質な業者にご注意ください。
※堺市が営業行為等を行うことは、一切ありません。

- (6) 堺市では、市内事業者の育成及び地域経済活性化のため、市内事業者への優先発注等に努めています。本事業に係る機器導入工事についても、可能な限り市内事業者の利用をお願いします。

6. 申請の方法

(1) 提出先

〒590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部
環境エネルギー課

(2) 受付方法

書留郵便等、到達日が確認できる郵送による提出のみとします。

なお、書留郵便等の到達日が堺市役所の休日に当たる場合は、その翌日を提出日とします。

※郵便料金に不足がないか、必ずご確認ください。不足が生じた場合受け取ることができません。予めご了承ください。

(3) 申請受付期間

令和7年6月24日（火）～令和8年2月13日（金）必着

※申請は先着順で受付し、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

※補助金の予算残額等の受付状況は、適時、堺市ホームページで公表します。

(4) 手続代行者

補助金の交付申請、申請の取下げについて、手続きを申請者に代わり第三者（手続代行者）が代行することができます（委任状は不要です。）。

※代行によるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。

※手続代行者による申請の場合も、最終的に申請者本人が申請内容を必ず確認してから申請していただきますようお願いします。

7. 申請様式の入手方法

堺市ホームページから申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類等の申請に必要な書類を作成してください。

堺市ホームページ

申請様式のダウンロードや受付状況は、こちらのページよりご確認ください。

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/smarthouse/sumarthouse/index.html>)

堺市 スマートハウス補助金

検索



8. 申請書類

補助金の交付申請には、表5の書類を補助対象機器の導入完了後にご提出ください。

P P A又はリース契約による導入の場合は、申請書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

なお、必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。

申請書作成にあたってご注意ください！

【記入方法】

- ①様式第1号のデータファイルにパソコン等で文字入力し、印刷した用紙をご提出ください。
- ②パソコン等による文字入力等が困難な方は、申請者欄に申請者が氏名を記入（自署）してください。
- ③様式第1号は押印不要です。パソコン等での氏名の記載のみ（記名）で可。
- ④添付書類の堺市税の納税調査にかかる同意書のみ、自署又は記名押印が必須となります。
- ⑤申請書に手書きで記入する場合、消えるボールペンは使用しないでください。

【訂正方法】

記名の場合：修正液による訂正や二重線による訂正はできません。

新しい申請書で作成し直してください。

自署している場合：二重線で消して訂正し、その上に氏名を自署してください。

【印刷】

全てA4片面で印刷してください。（両面印刷は不可）

【提出】

- ①手書きの書面は、必ず、原本を提出してください。コピーの提出は受理できません。
- ②提出された書類は一切返却しません。

【その他】

- ①申請者や申請方法により様式や添付書類が異なりますので、表5～表7を必ずご確認ください。
- ②様式第1号左上の「〇〇用」は、必ずご確認ください。また、下欄「誓約事項及び同意事項」の各項目に同意のチェック☑をしてください。

様式第1号 個人用

(堺市使用欄) 受付番号

見本

☐ 堺市スマートハウス化支援事業

☐ 堺市電気自動車等導入支援事業

補助金交付申請書

年 月 日

金 , 0 0 0 円

申請者

誓約事項及び同意事項

「堺市スマートハウス化支援事業」に☑

全項目に☑

〇〇(申請者)は、補助金交付申請の内容に一切の虚偽がないことを誓約します。

〇〇(申請者)は、提出書類の内容について、堺市が関係先に確認することに同意します。

〇〇(申請者)は、各補助金交付要綱第15項に定められた期間、補助対象機器について善良なる管理者の注意をもって管理、使用します。

〇〇(申請者)は、堺市税(個人府民税及び森林環境税を含む。)の滞納がないことを誓約します。

〇〇(申請者)は、暴力団員又は暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

〇〇(申請者)は、堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供されることに同意します。

〇〇(申請者)は、上記事項について、虚偽であることが判明した場合は補助金の交付を受けられないことに対し、異議を申し出ません。

表 5 必要書類（P P A及びリース契約を除く）

区分	書類	具体的事項
共通	堺市スマートハウス化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	○ 個人が導入する場合は、「個人用」を使用し、「□堺市スマートハウス化支援事業」に☑。 ○ 「誓約事項及び同意事項」の欄に☑（P8参照）。 ○ P P A又はリース契約による導入の場合は、様式が異なりますので、事前にお問い合わせください。
	補助対象事業の内容（様式第2号）	
	堺市税の納税状況調査に係る同意書	様式あり
	補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し	以下のうち1つを選択し、その書類の写し ① 補助対象経費の記載がある領収書 ② 補助対象経費の記載がない領収書及び補助対象経費が分かる契約書類等 ③ 領収書がない（口座振込・ローンなど）場合は、領収等証明書（様式あり）等 ※ 補助対象経費の全額分に相当する領収書が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収書を提出。 ※ P P A及びリース契約による導入の場合は、P P A事業者等から工事請負先等に対しての支払がわかる領収書等を提出。
【注意】 堺市税の納税状況調査に係る同意書への押印は、<u>シャチハタ不可</u>。また、<u>原本を提出してください。（コピー不可）</u>		
	建物外観のカラー写真	
太陽光発電システム	電力会社との系統連系が分かる書類 右記①②③については、P14, 15, 16 の見本をご参照ください。	以下のうち1つを選択し、その書類の写し ① 「関西電力送配電株式会社からの系統連系に係る契約のご案内」の通知文 ② 「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」【一般社団法人 太陽光発電協会（J P E A）】 ③ 関西電力送配電株式会社から発行される「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」 ④ その他第三者により電力会社との系統連系が確認できる書類 ※ 氏名・住所の記載があるもの ※ 発電した電力の全量を戸建て住宅の住居の用に供する部分に供給する場合は、そ

区分	書類	具体的事項
太陽光発電システム		のことが分かるもの
	パワーコンディショナの型番〔型式その他〕が分かる書類	以下のうち1つを選択し、その書類の写し ① 型番〔型式その他〕が鮮明に撮影されたカラー写真 <u>※本紙 P13「(参考) 写真の撮り方」を参考に撮影</u> ② 保証書の写し(住所・氏名・購入日〔保証開始日〕・型番〔型式その他〕が確認できるもの) ③ 出荷証明書の写し(住所・氏名・出荷日・型番〔型式その他〕が確認できるもの)
	太陽光パネルの設置が分かるカラー写真	<u>※本紙 P13「(参考) 写真の撮り方」を参考に撮影</u> <u>【注意】太陽光パネルの設置が分かるカラー写真については、工事施工会社やハウスメーカー等から入手してください。(竣工時等の写真を保存している場合があります。)</u>
戸建て住宅の組合せとする ■燃料電池システム ■蓄電システム ■HEMS	機器の設置が分かる書類	以下のうち1つを選択し、その書類の写し ① 保証書等の写し(住所・氏名・購入日〔保証開始日〕・型番〔型式その他〕が確認できるもの) ② 出荷証明書の写し(住所・氏名・出荷日・型番〔型式その他〕が確認できるもの) ③ 設備外観のカラー写真及び型番〔型式その他〕が鮮明に撮影されたカラー写真
戸建て住宅の組合せとする ■電気自動車	自動車車検証の写し	電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し ※ 使用者の住所、使用の本拠の位置等が戸建て住宅の居住者の住所と一致していることが分かること。 ※ 社用車等個人以外の使用に係る電気自動車は、組合せの対象とはならない。
法人格のないマンション管理組合等が申請する場合	管理組合の場合は、現在の代表者として、選定されたことが分かる書類(総会議事録等)。	
	管理組合でない場合は、導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類(管理者として選任されたことが分かる書類等)	集合住宅のオーナーの場合は、そのことが分かる書類。

区分	書類	具体的事項
法人であるマンション管理会社等が申請する場合	導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類	当該集合住宅に係る管理委託契約書の写し等導入場所に係る管理・使用の権限が分かること。 ※ 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出。
【注意】本市共通の様式のため、記載事項は一切変更できません。	役員情報届出書（様式第3号）	※ 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出。
自治会等の代表者が申請する場合	会則、規約等の写し	
住宅の引渡日が申請要件となる場合	住宅の引渡証明書等の写し	導入に係る支払の領収日が申請要件となる場合は不要
居宅として登記されている店舗又は事業所等との併用住宅の場合	建物の登記事項証明書等	
その他市長が必要と認める書類		

※ PPA又はリース契約による導入の場合、必要書類は、表5の書類（組合せに係る書類を除く。）に加えて、表6のとおり。

表6 必要書類（PPA又はリース契約による導入の場合）

区分	書類	具体的事項
PPAによる導入の場合	電力販売に係る契約書の写し	契約期間が6年以上であることが分かること
【注意】本市共通の様式のため、記載事項は一切変更できません。	補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが分かる書類	
	役員情報届出書（様式第3号）	同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出。
リース契約による導入の場合	リース契約書等の写し	契約期間が6年以上であることが分かること
【注意】本市共通の様式のため、記載事項は一切変更できません。	補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが分かる書類	
	役員情報届出書（様式第3号）	同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出。

※ 賃貸物件の場合、必要書類は、表 5 の書類（組合せに係る書類を除く。）に加えて、表 7 のとおり。

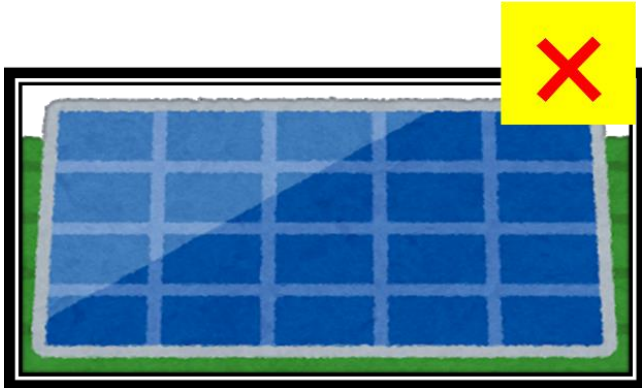
表 7 賃貸物件の必要書類

区分	書類	具体的事項
賃貸物件の場合	導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類	次のいずれかの書類の写し ① 住宅の引渡証明書等 ② 建物の登記事項証明書等

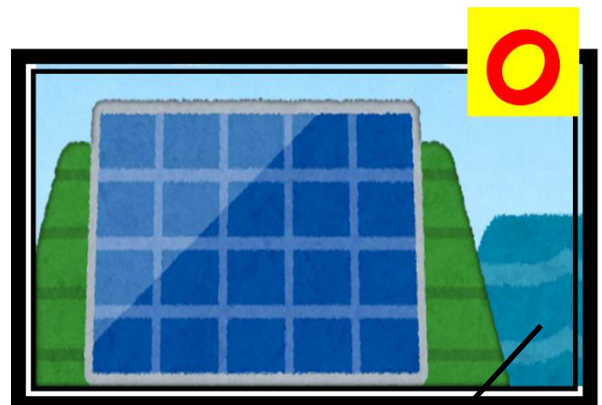
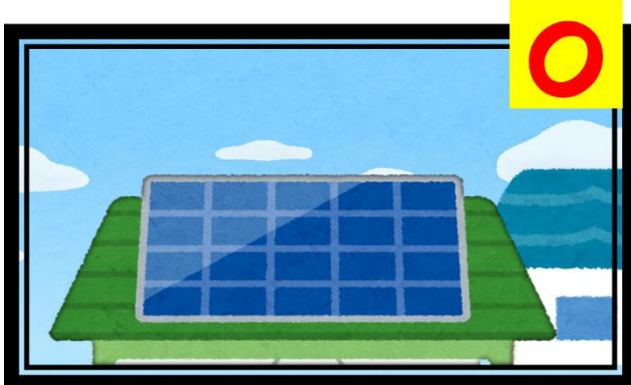
(参考) 写真の撮り方

○太陽光パネルカラー写真の撮り方

- ・ 太陽光パネルのみ写っている写真は不可

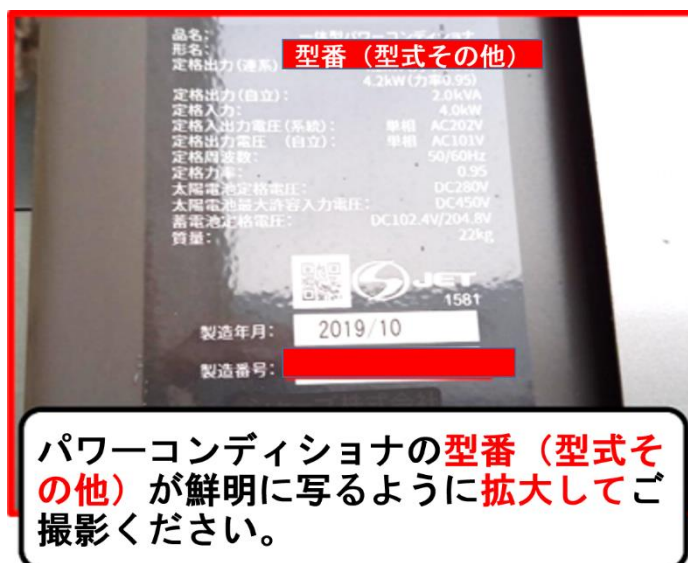


- ・ 風景、周りの建物等が写っていること



周りの建物が写っている

○パワーコンディショナの型式及び型番の撮り方



パワーコンディショナの**型番 (型式その他)**が鮮明に写るように**拡大**してご撮影ください。



関西電力送配電株式会社からの系統連系に係る契約のご案内

いつもありがとうございます。

2024年1月4日に受付いたしました〇〇〇〇〇〇さまのお申込みについてご案内申し上げます。

下記のお申込みにつきましては、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、「電気設備の技術基準の解釈」および「系統連系技術要件(託送供給約款別冊)」に適合していると認められるため、弊社の電力系統への連系を承諾します。

- ・受付事業所 : 大阪南電気工事受付センター
- ・受付番号
- ・発電設備設置場所住所 :
- ・発電設備種別 : 太陽光10kW未満
- ・発電出力 : 9.9kW
- ・工事概要 : 計器取付、引込み工事
- ・工事費負担金ご請求金額 : 0円
- ・主要な事項変更の該当有無 : 無
- ・その他連絡事項 : 事業認定書及び竣工届のご提出をお待ちしております。

※国から認定通知書が発行された際には、すみやかにインターネット低圧託送工事申込システム（たくそう君）により提出をお願いいたします。

※弊社系統に発電設備等を連携する際は、お申込みいただきました「保護継電器算定値一覧表」および「屋内配線（受電点からPCSまで）による電圧上昇の簡易計算書」（逆潮流ありの場合）に記載いただいた整定値で確実に工事竣工いただきますようお願いいたします。

※上記資料はご契約者さまに保管いただく必要があるため、確実にご契約者さまへお渡しいただきますようお願いいたします。

※特定契約は弊社が事業認定を確認し、不備がない場合、特定契約が成立します。事業認定取得後は速やかに弊社へご提出ください。認定取得後、定められた運転開始期限までに受給開始しない場合、認定失効または買取期間が短縮されますのでご注意ください。

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下、「再エネ特措法施行規則」という。）第9条第1項第11号に定める「主要な事項の変更による再締結」への該当有の場合、認定取得済みであれば、変更認定を実施する必要があります。また該当無の場合であっても、その後「主要な事項の変更」に該当することが判明した場合は、再発行することになります。

※工事費負担金は再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱に基づき算定しております。

見本

年 月 日

再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下「要綱」といいます。）を了承のうえ申込みいただきました電力受給契約の概要をお知らせいたします。

【ご契約内容】

要綱および「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、再エネ特措法）のとおり

＜当社に登録されている電力受給契約の概要＞

ご契約名義			
受電地点特定番号			
発電設備設置場所			
認定 I D		認定日	
受給開始日		接続契約日	
特定契約日 (受給契約日)		契約変更日	—
発電設備区分	太陽光 10 kW未満	区分詳細	—
受給最大電力	5.5 kW		
買取単価	0.00 円 (税込)		
買取期間	受給開始日以降、最初の検針日が属する月から起算して120月目経過後最初の検針日の前日まで		
買取者	関西電力送配電株式会社		
備考			

※当社に登録されている電力受給契約の内容等が、ご契約者さまおよび当社の事務手続誤り、その他理由の如何によらず要綱または再エネ特措法に基づく内容と異なる場合には、上記の内容等にかかわらず、電力受給契約の内容は要綱または再エネ特措法の定めによります。

※発電設備の増減設等、記載内容に変更が発生する場合は、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

当社の連絡先 : 関西電力送配電株式会社大阪南電気工事受付センター

電話番号 : 072-282-7211

※お問合せは、月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時にお願いたします。

見本

年 月 日

殿

一般社団法人 太陽光発電協会
JPEA 代行申請センター

再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）

年 月 日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して再生可能エネルギー発電事業計画の認定がなされましたので、通知します。

記

1. 再生可能エネルギー発電事業計画の主な内容

認定日		
設備ID		
担当経済産業局	近畿経済産業局	
手続番号		
事業者名		
代表者氏名		
事業者住所		
「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」への該当	☐ 有 ☒ 無	
発電設備の区分	太陽光発電設備（10kW未満）	
発電設備の出力	5.5kW	
発電設備の名称		
発電設備の設置場所		
複数太陽光発電設備設置事業の該当性	☐ 該当する ☐ 第一種複数太陽光発電設備設置事業 ☐ 第二種複数太陽光発電設備設置事業 ☒ 該当しない	
太陽電池に係る事項	製造事業者	京セラ
	種類	A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
	変換効率	
	型式番号	
	枚数	

☑【個人・戸建住宅 申請用】チェックシート

	書面の名称	様式の有無	掲載ページ	
☐	堺市スマートハウス化支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）	様式あり	P 9	
☐	補助対象事業の内容（様式第 2 号）	様式あり	P 9	
☐	堺市税の納税状況調査に係る同意書 （原本）	様式あり	P 9	
☐	補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し ・補助対象経費の記載がある領収書 ・補助対象経費の記載がない領収書及び補助対象経費が分かる契約書類等 ・領収書がない（口座振込・ローンなど）場合は、領収等証明書（様式あり）等	任意の様式	P 9	
☐	建物外観のカラー写真	任意の様式	P 9	
☐	電力会社との系統連系が分かる書類の写し（以下の 4 つの中から 1 つを選択） ・「関西電力送配電株式会社からの系統連系に係る契約のご案内」の通知文 ・「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」【一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）】 ・関西電力送配電株式会社から発行される「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」 ・その他第三者により電力会社との系統連系が確認できる書類	任意の様式	P14～16	
☐	パワーコンディショナの型番【型式その他】が分かる書類の写し	任意の様式	P13	
☐	太陽光パネルの設置が分かるカラー写真	任意の様式	P13	
戸建て住宅の組合せとなる以下の 4 つの中から 1 つを選択				
☐	■ 燃料電池システム	機器の設置が分かる書類の写し(以下の 3 つの中から 1 つを選択) ・保証書等の写し ・出荷証明書の写し ・設備外観のカラー写真及び型番【型式その他】が鮮明に撮影されたカラー写真	任意の様式	P10
	■ 蓄電システム			
	■ H E M S			
	■ 電気自動車	・自動車車検証の写し	任意の様式	P10
☐	住宅の引渡証明書等の写し→該当する場合	任意の様式	P11	